

○南相馬市一円融合の地域活性化条例

令和3年3月26日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、南相馬市自治基本条例第10条に基づき、行政区が地域社会の基盤であることを踏まえ、市民の行政区への加入及び参加を促進することについて基本理念を定め、市、市民、行政区、事業者及び住宅関連事業者の役割を明らかにして、報徳仕法の一円融合の教えをもって安全安心な地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住民登録又は居所を有する者をいう。
- (2) 行政区 南相馬市行政嘱託員の設置に関する条例(平成18年南相馬市条例第17号)第2条に定める区域内で地域自治を目的に地縁に基づいて形成し、組織された団体をいう。
- (3) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人又は個人をいう。
- (4) 住宅関連事業者 市内における住宅の販売若しくは賃貸(これらの代理又は媒介を含む。)又は建築若しくは管理を業として行う者をいう。

(基本理念)

第3条 行政区への加入及び参加を進めるに当たっては、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) 行政区の活動は、安全で安心な住みよい地域づくりとして重要であるという基本的認識の下に行われること。
- (2) 市民が相互に交流を深め、地域での支え合いと協力により、地域の一員として自主的かつ主体的に活動することで、地域のつながりを強めるものであること。
- (3) 市、市民、行政区、事業者及び住宅関連事業者がそれぞれの役割を認識し、相互の理解と連携の下に、協働して取り組まれること。
- (4) 行政区の活動の促進には、地域活動に関わる多様な主体の活動との連携を図るよう努めること。

(市の役割)

第4条 市は、市民が行政区に主体的に加入し、及び行政区活動に参加し、行政区を組織するために必要な支援を行うものとする。

- 2 市は、行政区の活動がその加入する市民の自主性及び主体性が発揮されるよう配慮する。
- 3 市は、行政区の活動に必要な情報の提供に努める。

(市民の役割)

第5条 市民は、行政区の活動の重要性を理解し、自らが居住する地域の行政区に加入するよう努めるものとする。

- 2 市民は、行政区が行う活動に理解と協力をし、その活動に主体的かつ積極的に参加する

ことに努めるものとする。

（行政区の役割）

第6条 行政区は、地域の実情及び意見を踏まえ、身近な課題の解決に努めるものとする。

2 行政区は、当該地域内に居住する市民の誰もが参加しやすい開かれた活動の実施及び当該活動への参加の呼びかけ等を通じて、市民の自発的な行政区への加入等を促進するよう努めるものとする。

3 行政区は、市民にその活動に関する情報を提供するよう努めるものとする。

（事業者の役割）

第7条 事業者は、行政区の活動の重要性を理解し、その事務所又は事業所の所在する地域の行政区の活動に積極的に参加し、及び協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員がその居住する地域の行政区に加入すること、及び活動に参加することに配慮するよう努めるものとする。

（住宅関連事業者の役割）

第8条 住宅関連事業者は、行政区への加入及び参加の促進に関する市の施策に協力するよう努めなければならない。

（名簿の提供）

第9条 市長は、第4条第3項の情報の提供に当たって、必要と認めるときは、行政区の代表者に次の各号に係る名簿の提供ができるものとする。

(1) 災害時において避難支援を行うため、必要な市民情報

(2) 災害時において被災者及び被災状況を確認するための市民情報

2 前項に規定する名簿の提供に関する事項は、規則で定める。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。